

「特別区設置協定書」に関する住民説明会

■日 時：令和2年9月27日（日） 10:30～12:40

■場 所：スイスホテル南海大阪

（司会）

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより特別区設置協定書に関する住民説明会を開催させていただきます。

はじめに本日の出席者をご紹介します。松井大阪市長です。吉村大阪府知事です。24の区長で構成する区長会議を代表いたしまして塩屋東住吉区長です。朝川大阪府副市長です。山口大阪府副知事です。続きまして事務局をご紹介します。手向副首都推進局長です。大下副首都推進局制度調整部長です。私は本日の司会を務めさせていただきます松山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは開会にあたりまして松井市長よりご挨拶を申し上げます。

（松井市長）

おはようございます。市長の松井です。本日は住民説明会にお越しをいただきありがとうございます。また YouTube で区役所などで視聴会場やご自宅などでご覧をいただいております皆さんありがとうございます。11月1日には大阪府、大阪市両議会で承認をされた特別区設置協定書をもとに、特別区を設置することに賛成か反対かご判断をお願いをすることになります。本日は皆さんにご理解いただけるように精一杯務めてまいります。どうぞよろしく願いします。

新型コロナウイルス感染症でこれまでと違った生活を強いられ、日々大きな不安を感じておられる方が多いと思います。コロナ対策についてはこれまでにない府市連携の体制を進めています。今後吉村知事と力を合わせしっかり取り組んでまいりますとともに、コロナ後を見据えた大阪の再生、成長、住民サービスの充実をどう図っていくのか、そのために必要な土台、どんな役所の仕組みがふさわしいのか、長期的な視点で大阪の将来を描くことは重要であります。

特別区設置制度いわゆる大阪都構想は、府市の役割分担を徹底し広域的な仕事を担う大阪府と、住民に身近な仕事を担う特別区に再編をするもので、二重行政の解消と住民サービスの充実という二つの柱の実現をめざしています。大阪の未来をどのようにより良いものにしていくのか、次の世代にどのような形で引き継いでいくのか、皆さんお一人おひとりに大きな判断をいただくこととなります。本日は制度の仕組みや意義を説明し、皆さまからのご質問にお答えをし、ご理解を深めていただきたい、ということに努めてまいりますので、最後までよろしくお願い致します。

（司会）

それでは本日の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。まず、事務局

よりお手元のパンフレットに沿って特別区設置協定書の概要を 30 分程度でご説明させていただきます。その後、松井市長、吉村知事から大都市制度改革の必要性や特別区制度によりめざすものについてご説明し、皆さまからのご質問にお答えさせていただきます。説明会の終了時刻は 12 時 30 分を予定しております。限られた時間の中、円滑に進行するためにご協力いただきますようお願いいたします。それでは早速ですが事務局よりご説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、お手元の特別区設置協定書についてと記載されたパンフレットに基づきご説明させていただきます。着席して説明させていただきます。前方のスクリーンにパンフレットの内容を映しておりますが、文字が小さく見えにくいという方もいらっしゃるかもしれませんので、可能であればパンフレットをご覧くださいながらお聴きいただければと思います。

表紙めくっていただきまして 2 ページをご覧ください。点字版では 1 ページからとなります。ページの中ほどに、特別区設置協定書とはという記載がございます。特別区設置協定書は、法律に基づき、特別区の設置の日や区の名称、区域、事務の分担など、特別区の設置に必要な事項を記載したものです。住民投票では、この特別区設置協定書をもとに、特別区を設置することへの賛否を皆さまにご判断いただくこととなります。

次に、その下の今後のスケジュールについてです。住民投票の結果、賛成が有効投票の半数を超える場合は、法律に基づき、2025 年、令和 7 年 1 月 1 日に大阪市が廃止され、特別区が設置されます。逆に、反対の票数が有効投票数の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

3 ページ、4 ページをご覧ください。点字版では 6 ページの途中からとなります。特別区設置協定書のイメージをお示ししております。ここでは、全体の流れをご説明いたします。見開き左側 3 ページ、点字版では 6 ページの途中からが、現在の大阪市と大阪府を、右側 4 ページ、点字版では 8 ページの途中からが特別区設置後についての記載となっております。ご覧のように現在の大阪市が担っている、成長戦略やインフラ整備など広域機能を大阪府に一元化し、特別区は、福祉、教育などの基礎自治機能に専念します。このように役割分担を徹底したうえで、役割に応じて必要な財源や人員などを引き継ぎ、これまで大阪市が担ってきた仕事を 4 つの特別区と大阪府が行っていくというのが、特別区設置協定書の基本的な考え方でございます。

5 ページ、6 ページをご覧ください。点字版では 11 ページからとなります。ここからは、特別区制度の必要性と意義、効果についてご説明いたします。まず、なぜ特別区制度が必要なのかについてです。見開き左側 5 ページ、点字版では 11 ページが大阪が直面している社会的な背景を、右側 6 ページ、点字版では 13 ページの途中からが、大阪にふさわしい大都市の仕組みについて記載しています。

はじめに、左側、社会的背景といたしまして、現在、日本の経済活動は東京への一極集中が進んでおり、大阪の全国シェアは、長期低落傾向が続いています。また、人口減少や超高齢化は、大都市圏のなかでもいち早く到来する見込みです。このままでは、大阪の経済活動を支える生産年齢人口が減少し、十分な税収の確保が困難になる一方で、さらなる高齢化に

よる社会保障経費の増加や複雑・多様化する地域ニーズへの対応などが課題となります。また、新型コロナウイルス感染症への対応や頻発する大規模災害への備えも必要となっています。こうした様々な課題を解決するためには、大阪がさらに成長し、その成長の果実をもとに、豊かな住民生活を実現していくサイクル、好循環を生み出していく必要があります、その基盤となる大阪にふさわしい大都市の仕組みが必要です。

では、大阪にふさわしい大都市の仕組みはどうあるべきか、それについては、右側6ページ、点字版では13ページの途中からお示ししています。はじめに、現在の大阪における大都市制度の問題です。主に次の3つが挙げられます。1つめは、狭い地域の中に、大阪府と大阪市という2つの大きな自治体があり、その役割が重複することで二重行政が発生する状況にあること、2つめは、現在の大阪府と大阪市の連携は、知事と市長の人間関係に基づくものであり、将来にわたる制度としては担保されていないということ、3つめは、住民ニーズが多様化する中、270万人という大きな自治体に1人の市長では対応に限界がある、といったことです。

これらの問題を踏まえ、大阪における大都市の仕組みとしてふさわしいと考えているのが大阪における特別区制度です。めざすものとしては、2つです。

1つめは、広域機能を大阪府に一元化し、二重行政を制度的に解消することです。知事と市長、府議会と市議会がそれぞれ一元化されることで、意思決定も今よりスピーディーになることが期待できます。また、司令塔機能が統合されることで、大阪トータルの視点で、成長戦略や都市インフラ整備などを強力に推進することが可能となり、このことにより大阪のさらなる成長の実現をめざします。

2つめは、大阪市を4つの特別区に再編し、住民自治を拡充することです。府と市の役割分担を徹底し、特別区では、住民に選挙で選ばれた区長と区議会が、地域のニーズに応じた住民サービスに専念することでサービスの充実をめざします。

7ページと8ページをご覧ください。点字版では16ページからとなります。先ほど、大阪における特別区制度では、大阪のさらなる成長と住民に身近なサービスの充実という2つの実現をめざしているという説明をさせていただきました。このページでは、そのうちの大阪のさらなる成長をめざす意義、効果についてご説明いたします。見開き左側7ページ、点字版では16ページからが現状と課題を、右側8ページ、点字版では18ページの途中からがめざすものとなっています。

7ページ左側、市長と知事の絵の下に記載がございますように、大阪市と大阪府では、双方が成長戦略や産業振興などの広域機能を担っていますが、かつては、大阪市は市域内、大阪府は市域外という役割分担が固定化し、「府市合わせ」と揶揄されるような連携不足などが発生していました。このため、大阪トータル視点に立った都市経営ができず、大阪市をまたぐ広域交通インフラ整備の遅れなどが指摘されていました。その右側ですが、現在は、同じ考えを持つ知事と市長が方針を一致させることで、協議・連携が進み、2025年大阪・関西万博の開催決定や、研究機関や大学といった大阪府と大阪市の類似施設の統合が進み、税収や財政調整基金が増加するなど、様々な連携の成果が生まれています。

こうした連携は知事と市長の人間関係に基づくものであり、特別区制度では、かつての大

阪府と大阪市の関係に後戻りすることがないように、8ページのところですが、点字版では18ページの途中からとなります。めざすものとして記載のとおり、広域機能を大阪府へ一元化し、都市機能の整備を強力に推進できる制度の確立をめざします。具体的には、成長の司令塔機能を知事に一本化して、大阪トータルの視点に立った都市インフラ整備に重点投資することなどで、また、大阪の成長をスピードアップさせるとともに、大阪全体の安全・安心を確保します。そして、その先にはアフターコロナを見据えた、大阪の再生・成長を図り、日本における東西二極の一極を担う副首都・大阪の実現につなげてまいります。

9ページ、10ページをご覧ください。点字版では20ページ途中からとなります。ここでは、過去の大阪と、現在の大阪府市の連携による取組事例を紹介しています。後ほど市長、知事から説明がございませう。

11ページと12ページをご覧ください。点字版では28ページの途中からとなります。住民に身近なサービスの充実をめざす意義と効果についてご説明いたします。見開き左側11ページ、点字版では28ページの途中からが現状と課題を、12ページ右側ですが、点字版では30ページの途中からがめざすものとなっています。

まず11ページの現状と課題ですが今後の少子高齢化を踏まえ、地域のニーズに沿ってきめ細かく住民サービスを行っていくうえで、1人の市長が住民の声を聴き、人口270万人の状況を把握することは難しくなります。また、これまで区長の権限拡充などの取組みを進めてきましたが、予算編成や条例提案などは、選挙で選ばれた市長の権限であるため、限界があります。近年、市民の皆さまの身近な問題として、待機児童や高齢化の進展、地域の安全・安心などが挙げられ、より地域のニーズに応じたきめ細かな施策展開が求められていますが、多くは1人の市長が大阪市全体の状況を踏まえて判断しなくてはなりません。

このため、12ページ、点字版では30ページの途中から、特別区制度のめざすものとして記載の通り、大阪市を住民に身近な4つの特別区に再編し、今後さらに複雑・多様化していく地域のニーズを把握するとともに、住民に選ばれた4人の区長と4つの区議会のもとで、身近なことは身近で決定できる仕組みを整え、地域の実情に応じた住民サービスを実施し、最適化を図ります。

13ページ、14ページをご覧ください。点字版では32ページからとなります。ここでは、特別区設置後にどのような住民サービスが充実するのか、どのように地域の発展が期待できるのかを紹介しています。後ほど市長から説明がございませう。

15ページ、16ページをご覧ください。点字版では40ページからとなります。特別区設置協定書の主なポイントをお示ししています。これらのポイントについては、次のページ以降で順次ご説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

17ページ、18ページをご覧ください。点字版では47ページからとなります。ここまで、特別区制度の実現をめざす背景や意義、効果などの説明をさせていただきました。ここからは、特別区設置協定書の具体的な概要についての説明となります。

はじめに右側18ページ、点字版では49ページをご覧ください。特別区の名称や区域、本庁舎の位置、議員定数についてです。特別区の名称は方角・位置、地勢等をもとに、親しみやすく分かりやすいものとしています。区数は財政基盤の安定化に配慮して4区とし、区割り

については財政の均衡化、人口格差などを考慮しています。また、新大阪、梅田、難波、天王寺・阿倍野といった各特別区における都市の拠点のバランスも考慮しています。特別区の議員定数は、現在の24区ごとの市会議員の定数をもとに算定しています。この会場のごきいます中央区について申し上げますと、現在の中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区、この7区のエリアが新たな中央区となります。また、特別区本庁舎は現在の中央区役所となり、区議会議員の定数は23人となります。

次に、19ページから22ページまで、点字版では52ページから63ページまでですが、ここでは4つの特別区のそれぞれの人口や面積、事業所の数や保育所、幼稚園、小中学校の数などを記載しています。本日は時間の関係で詳細の説明を省略させていただきますが、4つの特別区それぞれに特性があることを表す資料でございますので、後ほどご覧ください。

23ページをご覧ください。点字版では64ページからとなります。地域自治区、区役所、地域協議会についてご説明いたします。地域自治区という言葉は、あまり聞き慣れない言葉かと思いますが、地域自治区というのは、地方自治法に定められたもので、住民の皆さまの自治を拡充するために、特別区や市町村において区域を分けて置くことができるものです。資料に記載のとおり、大阪における特別区制度では、現在の24区単位で地域自治区を設置し、地域コミュニティを維持するとともに、現在の区役所で各種証明書交付などの窓口サービス、保健福祉センター、地域活動協議会への支援などを引き続き行い、利便性を維持します。また、区役所は現在の名称のままとし、地域住民の意見を区政に反映するため、各地域自治区に法律に基づく地域協議会を設置します。

24ページをご覧ください。点字版では65ページの途中からとなります。町の名称についてご説明いたします。町名は、特別区設置の日までに、住民の皆さまのご意見を踏まえて決定します。現在の行政区の名称は、地域の歴史等を踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民の方にとって愛着があるため、現段階では原則として特別区の名称と現在の町名の間に、現在の区名を挿入する、そういったルール、取り扱いルール案をお示ししています。また、例外として、特別区名が現在の区名と同一となる場合や、方位と混同される場合、それから、現在の区名と町名が連続するような場合などは、現在の区名を挿入しないこととしています。なお、運転免許証や国民健康保険証などの公的な住居表示の変更手続きについては、皆さまにできる限り手続きをしていただく必要がないように関係機関と調整します。

25ページ、26ページをご覧ください。点字版では69ページからとなります。特別区と大阪府の事務分担についての説明となります。大阪における特別区制度では、この事務分担を基礎として、後ほどご説明いたします、税源の配分や財政の調整、財産等の取扱い、職員の配置などを取りまとめています。特別区と大阪府では役割分担を徹底し、特別区は、基礎自治体として、東京都の特別区よりも幅広い事務、中核市並みの事務を基本とし、住民に身近な事務は特別区が行います。

具体的には、戸籍や住民基本台帳などの各種証明書の交付に関すること、保育、子育て支援、児童相談所、保健所などの福祉・健康に関すること、地域の防災に関すること、小中学校などの教育に関することなどを実施します。一方、大阪府は、特別区を包括する広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展及び安全・安心に関わる事務などを行います。具体的

には、成長戦略や広域的なまちづくり、鉄道や高速道路などの交通基盤整備、成長分野の企業支援に関することなどを実施します。

また、特別区を設置する際には、敬老パス、塾代助成、こども医療費助成などの大阪府が実施してきた特色ある住民サービスは維持します。これらのサービスは設置以後も、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するように努めます。大阪府と大阪市の再編に伴う事務の移管によって、サービスの担い手が変わりますが、水道料金や保育料などが高くなったり、家庭ごみの収集が有料化されたりすることはありません。

27 ページ、28 ページをご覧ください。点字版では 76 ページの途中からとなります。特別区と大阪府の税源の配分、財政の調整についての説明となります。まず、お金の流れを説明いたします。28 ページをご覧ください。点字版では 80 ページの途中からとなります。図の右側真ん中に記載のとおり、大阪市税であった法人市民税、固定資産税や都市計画税などは大阪府税となります。これに地方交付税相当額をあわせた財源を使って、現在の大阪市の住民サービスを適切に提供できるよう、事務の分担に応じて、特別区と大阪府に配分します。金額は、2016 年度決算ベースで試算した数値ですが、特別区に約 6,500 億円、大阪府に約 2,000 億円が配分されることとなります。

特別区に配分される財源については、27 ページの下の段で記載のとおり、点字版では 78 ページです。事務の分担に応じた財源を配分したうえで、特別区の設置から 10 年間は、住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区への追加的な財源として、各年度 20 億円を配分します。また、特別区間の収支の不均衡を是正できるように財源を配分します。大阪府に配分される財源については、一番下のところに記載のとおり、これまで大阪府が市税を使って担ってきた広域的な役割のための事務に使い、使い道も公表します。また、お金の管理は、大阪府に専用の会計を設け、透明性のある仕組みとしています。

29 ページをご覧ください。点字版では 84 ページからとなります。大阪市の財産、債務の取扱いについての説明となります。現在の大阪市の財産は、特別区や大阪府が、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務の分担などを踏まえて承継します。株式・基金等の財産は、特別区への承継を基本とし、大阪府へ処理する事務に密接不可分なものに限って大阪府が承継します。発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とします。また、その償還費用は、特別区と大阪府が役割に応じた割合で財政調整財源などを使って負担します。

30 ページをご覧ください。点字版では 88 ページの途中からとなります。職員の移管についてです。現在の大阪市の職員は、特別区と大阪府の事務の分担に応じて必要な職員をそれぞれに移管し、配置します。特別区長と知事は、人員をマネジメントし、それぞれの機能をフルに発揮できる最適な組織体制をめざします。

31 ページをご覧ください。点字版では 92 ページの途中からとなります。上段の一部事務組合などについてです。あまり聞き慣れない言葉かと思いますが、複数の市区町村が、その事務の一部を共同処理させるために設置する仕組みです。現在も大阪府内には、水防やごみの処分などの仕事を市町村間で共同で処理する目的で、既に 31 の一部事務組合が設置されており、大阪府も構成団体として加入しているものがございます。特別区が担う事務は、各特

別区において行うことが基本ですが、介護保険事業など、公平性や効率性、専門性が特に必要な事務については、一部事務組合等により特別区が共同して行うこととしております。

次に、下段の大阪府・特別区協議会（仮称）についてです。点字版では94ページからとなります。特別区と大阪府、特別区相互間の連絡調整を図るために、法律に基づき大阪府・特別区協議会を設置します。合意による運営を基本としますが、協議が不調となった場合には、第三者機関が双方の意見を聴いたうえで調停を行う仕組みを整えます。

32 ページ上段をご覧ください。点字版では96ページとなります。特別区の設置に伴うコストについてです。特別区の庁舎は既存庁舎を活用するなど、設置に伴うコストをできる限り抑えています。2015年の時より、約350億円減っており、特別区分と大阪府分の合計で、初期費用であるイニシャルコストは241億円、毎年度の費用であるランニングコストは30億円と試算しています。なお、淀川区と天王寺区は、区域内の執務室が不足するため、中之島にある現大阪市本庁舎も活用することとしています。

次に、その下、特別区の設置の日についてです。点字版では98ページからとなります。冒頭に今後のスケジュールのところでもご説明させていただきましたが、特別区設置の日は、2025年、令和7年1月1日とし、十分な周知や準備期間を確保して、住民サービスが支障なく特別区や大阪府へ引き継がれ、確実に提供されるようにします。

33 ページ、34 ページをご覧ください。点字版では99ページからとなります。特別区の財政シミュレーションについてご説明いたします。このシミュレーションは、制度設計にあたり、特別区の財政運営が将来的に成り立つのかを検証するために作成したものです。この試算では、税収の伸び率など一定の前提条件のもとでの粗い試算であり、相当の幅をもって見ていただく必要がございます。

34 ページ、点字版では103ページの途中からですが、この財政シミュレーションは、大阪市の財政に関する将来推計を、特別区と大阪府の事務分担等に基づいて、特別区分と大阪府分に分け、地下鉄などの経営形態の見直しや、二重行政の解消等として取り組んできた改革効果額のうち、大阪市の財政に関する将来推計では反映されていない未反映分、また、組織体制の影響額や特別区設置コストを加味して、特別区設置後の収支の見通しとして作成したものです。このシミュレーションの結果では、収支不足は発生しませんでした。なお、新型コロナウイルス感染症による影響については、34ページの下段、点字版では106ページですが、今後の財政的な影響については、合理的な根拠に基づいて適切な試算を行うことは現時点では困難ですが、全国の地方自治体の共通の課題でもあり、地方交付税などによる国からの財源措置が想定されるという考え方にに基づき行っています。

36 ページをご覧ください。点字版では109ページの途中からとなります。ここからは参考資料となります。特別区設置による経済効果についてです。特別区を設置することによる経済効果を推計するため、経済に関する専門的な知見を有する事業者に調査を委託したものです。特別区の財政効率化効果として10年間の累計で約1.1兆円、実質域内総生産は10年間の累計で約5,000億円から1兆円が理論的に生み出される可能性がある数字として、事業者による試算結果が示されています。

最後に37ページから40ページまで、点字版では114ページからですが、皆さまからのよ

くある質問をまとめています。時間の関係で説明は省略させていただきますが、よくあるご質問は、大阪市のホームページにも詳しく掲載しております。QRコードを最後のページにも載せておりますので、またご自宅等にお戻りになられてからご覧ください。私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして松井市長よりご説明申し上げます。

(松井市長)

それでは私の方からより理解を深めていただくために、これまでの大阪の歴史的背景、そして橋下さんと僕が市長、知事となった、今は吉村さんが知事ですけど、この10年間の府市一体での取り組み、その以前と比較をしながら、少し追加で説明をさせていただきます。

まず大都市制度の改革に取り組む時代背景といたしましては、皆さんご承知のようにこれが大阪府域全体であります。ここでまず申し上げたいのは、大阪府域と大阪市域というのは、当たり前のことですけど、重なり合っております。大阪市民の皆さんは、大阪府民でもあるわけです。戦前はこの大阪市域、この狭いエリアの中に大阪の成長が凝縮されておりました。人口の、府域全体の人口の7割は大阪市民でありました。ここに全て人と物、企業が集積をしていました。今はそうではありません。府域全体にこういう広がりを見せてます。大阪市民270万、府域全体で880万という、そういう人口の形成が出来上がっております。そして戦後、高度経済成長がスタートいたしました。その時は大阪市域と大阪府域を分けて、近代化への様々な開発、ある一定その頃は十分役割を担えてたわけです。当時は、どんどん人が増えていく、そういう時代でありました。でも今は、人口が減少する社会になっております。そして当時は高齢化率も一桁台です。1970年の万博の頃、高齢化率は7%です。今の大阪の高齢化率っていうのは大都市の中でトップでありまして、27%という形で高齢化が進んでおります。平均寿命も1970年万博の頃は70歳でした。今は男性が84歳、女性が87歳、さらに日本は長寿命化するであろうということが言われているのが今の状況であります。そういう状況の中で我々はこのエリアとそれ以外とを分けて広域行政をそれぞれバラバラにやるのは、効率が悪いという考え方を持っております。

次お願いします。そして大阪府と大阪市の関係ですけれども、この都構想という制度については、今話し合いがはじまったわけではありません。1952年、昭和の27年30年頃にもこの大阪産業都と言う提唱が、これが大阪府議会で全ての会派、全会一致で提唱され、決議をされております。これは何かと言うと、その以前に大阪市は、大阪府から広域の権限を全て大阪市に移してくれと、特別市になりたいと、ところがこれは国において認められませんでした。しかしそういう動きがある中で、大阪府としては権限を大阪市に取り上げられることを阻止したい。そういう中で大阪府議会では、大阪市から広域の権限を大阪府に移していく、そういう産業都構想というのは、決議をされました。でもこの決議をされましたけれども、当時は先ほど申し上げましたように、高度経済成長なんで、そこまで切羽詰まった状況ではありません。お互い権力闘争程度の話でありました。そんな中で大阪府と大阪市は、それぞ

れ対立を深めていったということなんです。その結果ですね、2000年に入りまして、いよいよ人口減少、超高齢化社会、やはり当時の知事、市長も様々な考え方をしなければならぬという必要性にとらわれる中で、大阪府は2003年に大阪新都構想というのを提唱しました。これは今自民党の参議院議員である太田さんという知事が提唱した。そしてそれを受けてまた大阪市は、大都市制度研究会のスーパー指定都市構想というのを提言いたしました。同じことをずっと繰り返してきてるわけです。お互いそれぞれの権限をどちらが持つかで、お互いは提唱し、そしてお互いの提唱したことを主張しあうばかりで交わろうとしない。結局話し合いで広域行政を1つにまとめることは、非常に困難というのがこれまでの歴史であります。そして我々が2015年に、僕と橋下さんの頃です、困難であるなら、やはり制度として二度と二重行政、府市の対立をなくすためには、役割分担を明確にしようよ、ということで2015年第1回目の住民投票で皆さんに制度をお願いしたんです。その時は否決されました、僅差であれ否決です。だから我々はその時に反対派の皆さんがおっしゃる調整会議という大阪会議、いわゆる大阪会議と言われる会議体で、これから二重行政になってる部分を1つにまとめていきましょうよというその会議を、我々も賛成して発足をさせました。でもその会議体が皆さんご承知のとおり、具体的な議論ができないまま、ボイコットです、出てこない。この会議が成立をいたしませんでした。そんな中でこの会議であり、この今までの歴史がある、そんな中で話し合いでは、具体的な二重行政の解消はできないということで、僕と吉村さんはもう一度住民投票に向けて都構想の設計図作りをさせてもらいたいということで、この5年間、活動をしてきたということでもあります。

次お願いします。これがかつての大阪です。大阪市は市域、大阪府は市域外。これでそれぞれ広域行政を担うものですから、利害が一致せずに、大阪府と大阪市、「府市合わせ」と言われた対立した関係が続いておりました。

次お願いします。その「府市合わせ」の関係で一番誰が損をするのか、これは大阪市民の皆さんであります。これはもう分かりやすい例でよく二重行政の象徴と言われてますけれども、ワールドトレードセンタービル、1200億、これがもう破綻をして、今は大阪府咲洲庁舎として使ってますけれども、破綻して弁済したお金は、市民の皆さんの税金であります。こちらが大阪府のりんくうゲートタワービルというのも、これも同様に破綻をいたしました。この時は箱物開発の競争です、府市の。このどちらが西日本一の高いビルを建てるか、そういう競争をして、不必要な高さ争いによって、たった10センチ、大阪府のこちらのビルが10センチ高いということで、喜んでたわけですけど、お互い破綻で、税金がどぶに捨てられたということでもあります。

次お願いします。そしてその二重行政の中で、様々な広域の行政が府と市とそれぞれ行われてまいりました。これそれぞれ行われるのは、それぞれに皆さんの税が投入されております。大阪市信用保証協会、大阪府中小企業信用保証協会、中小企業の資金需要に応えるために保証する団体であります。それぞれ大阪の中小企業の皆さんは、自分たちの資金需要に対応するために、別に市であろうと府であろうとどちらでもいいんです。2つある必要はありません。このような形でそれぞれの二重行政が発生をしておった、それぞれに経費はかかります。これは今大学、ここは議論があるところですけども、この大学は今新しい大阪公立

大学という形で統合して、新大学となります。これは吉村知事と僕と、橋下市長と僕の時代から議論をしながら今吉村知事と僕とで議会とでまとめました。これは僕らが同じ方向を向いているからまとまりました。この必要性についてここで説明しますと、非常に時間がかかるので簡潔に申し上げますけれども、先ほども申し上げました、これから日本は少子化なんです。子どもが減る時代です。その時代の中で今までの体制のまま大学が存続をしても、来てくれる学生の生徒数は減っていくわけです。そんな中で税投入しながら、大学を機能させるためには、学生が行きたいと言われる研究成果が上がるスケールメリットと、今までの研究成果を持ち寄った魅力ある大学にしなければなりません。それぞれの大学、これは歴史もあります。これまでは非常に大阪の成長のために寄与してきたそれぞれの大学ですけど、これからの時代を考えれば、それぞれに100億ずつ税投入をしています、運営負担金という形で、それだけの税投入をしながら、学生からやはり選ばれるという可能性が低くなってる。この2つをまとめることで世界から若い研究者が集まれる、そういう大学を作りたいということです。港も当然です。大阪湾っていうのは広いように見えて、世界の港の規模から見ると非常に狭いです。そういう狭い中で、大阪府、大阪市それぞれ維持管理、運営している。1つにまとめることで、スピーディーな形で物ごとを進めていける。これもやはりまとまっていこうよということで、議論を進めてまいりました。僕と橋下さん、知事になる以前は、これらの議論も全く進まなかったということでもあります。

次お願いします。その後2012年から議論をして、こういう様々な先ほど申し上げたものが、1つにまとめることができました。大阪安全基盤研究所、後ほど吉村知事の方から説明ありますけれども、この安全基盤研究所というのは皆さんの健康を守るための研究所です。今回のコロナの感染症でも非常に大きな役割を担ってくれております。この大阪産業技術研究所、例に出して説明をいたします。

次お願いします。この大阪産業技術研究所、中小企業の皆さんのものづくり開発の支援をする研究施設であります。この研究施設、それぞれ大阪府と大阪市、それぞれ別々でありました、2010年まで。そしてこれがまとまることによって、これまでそれぞれ非常に高いレベルの研究してきたんです。その高いレベルの研究成果を持ち寄ることで、また新しいイノベーションを起こすことができるんです。それが実際に今、実現をしています。この2つの研究所が合わさることで、スーパー公設試という形で認められまして、今世界中で求められているのは、これから環境問題もあります。今のガソリン自動車から電気自動車にシフトしていく。そして空飛ぶ車、そういうドローンもこれから開発して行こう。その時に長時間走行可能、長時間空を飛べる、そのためにはやはりリチウムイオン電池の性能を強化しなければなりません。リチウムイオン電池っていうのは液体なのです。液体というのは、まだまだ安全性という部分で、問題点を解消していかなければならないというのは、課題でありました。これを固形化する、そのための様々なプロジェクトが行われております。スーパー公設試験試として、それだけの高いレベルの研究をしているということが認められ、日本の自動車のビッグメーカーと今、唯一地方の公設試として、そのプロジェクトの参加をさせていただき、選ばれる公設試となったということでもあります。

次お願いします。そして様々な二重行政を解消する中で、先ほどの公設試もありますけど

も、新しい分野、研究成果を上げることで、大阪でそういうビジネスをしやすい環境を作ってきた。そういう中で財政として効果が現れはじめました。そういう形で成長することによって、税収も伸ばせることができる、二重行政を抑える事によって経費を抑えることにできる。そんな中で財政効果として出てきたのが2012年から20年、1,994億円。この内訳はまたどういうことかということをお知らせ申し上げますけども、こういう財源が見つかってまいりましたよと。これを使いまして新しい様々な市民の皆さんへ対するサービスをこの間拡充をさせてまいりましたよ、ということなんです。大阪市在住の中学生に対して、橋下さんが市長の時にこれをやろうじゃないか、てことでスタートしました塾代助成というものであります。そして中学校給食です。橋下さんが市長の時は給食はお弁当で、このお弁当が冷たいということで美味しくない、非常に不評でありました。吉村市長時代に、やはり温かい給食を子ども達に食べてもらおうじゃないか、栄養をつけてもらおうじゃないかということで給食を調理方式へ移行をいたしました。そして僕が今回コロナのこともありましたんで、1年前倒して小中学校の給食、子育て世帯の皆さんは、非常にやっぱり負担が大きいです。今少子化です。子どもを産み育てやすい環境を作るためには、少しでも子育て世帯、子ども達にかかるそういう負担経費を抑えていきたいということで、この4月から小中学校の給食無償化をスタートさせました。これらも全て財源があつてはじめて実現ができるわけでありまして。今この反対をされてる皆さんからこのようなサービスがなくなるんじゃないかと言われてますけど、このようなサービスも、この財源を我々橋下さんが徹底した改革と、そして成長する大阪を作りながら、財源を確保して新たにサービスの拡充をしてきたということでありまして。

次お願いします。これが2000年から2010年、企業の景気動向指数というものであります。大阪で企業をされてる方、景気が良いと感じているのか景気が悪いと感じているのか、その差をグラフ化したものであります。2010年リーマンショックで全て落ち込んでましたけども、ずっと全国の中でも低落傾向であります。2010年以降府市一体で成長戦略というものをお橋下さんと僕が知事の時代に、大阪はこの方向で成長していこうよという戦略の一元化をいたしました。それまではこの成長戦略すら大阪府と大阪市はそれぞれバラバラなんです。繰り返しになりますが、大阪府と大阪市は重なり合ってるんです。皆さんは大阪市民であり、大阪府民なんです。大阪全体で成長するのに、大阪市と大阪府を分ける必要はありません。この成長戦略を一元化した、そしてその成長戦略に基づいて様々な施策を展開をした結果ですね、2012年から19年、プラス27.2ポイント、これは全国平均が14.8ポイントですから、全国平均を大きく上回る大阪の景気動向指数であるという、これが事実であります。

次お願いします。景気が良くなると有効求人倍率も上がりますよと、この有効求人倍率も全国より少し高いレベルで、仕事がありますよと、働く場所が増えてまいりましたよということを示しております。

次お願いします。これが大阪経済の動きで、1つの産業を取り上げた分かりやすいグラフとしてます。それは観光の産業であります。2011年僕が知事の時です、知事になった頃、それ以前ずっと140万、いい時でも230万です。リーマンがあつて少し下落で、当時は158万160万この辺りをずっと推移してたわけなんです。そしてこれは我々だけとは言いません。国においてもこの観光業というのを日本の産業の柱にしていこう、これから日本は人口が減少する

んだから、消費拡大するためには海外からお客さんをやっぱり来ていただく、そしてお客さんにお金使っていただくという日本全体としての方向性も打ち出しました。それに応えるべく我々は府市一体で大阪観光局というその観光産業を牽引する組織を作りました。トップに民間の人を迎え入れて、世界中で大阪のプロモーションを展開をしました。海外からのお客さんが来やすくなるように、様々な取り組みも実施をしてまいりました。その結果 2011 年 160 万人程度、この程度だったのが、2009 年には 1,231 万人です。これは日本中伸びてるじゃないかという意見もありますが、日本の中で伸び率は大阪がトップです。伸び率は大阪がトップなんです。この頃は大阪の観光というのは、全く話題にも上りませんでした。関西の観光は、京都、奈良じゃないの、ということでした。大阪の観光資源というのはたくさんあったのに、うまく海外にアピールできていなかったんです。これは大阪市だけでは無理だし、大阪市の中心部を除いて大阪府だけでも無理なんです。大阪の関空がアジアの玄関口です。関空から入って来ていただいて、そして大阪市内の観光スポット、観光スポットっていうのは市内だけではありません。吹田には旧の万博公園もありますし、そして海外のお客さん、日本の歴史を知りたい、大阪にも歴史街道と言われるような竹之内街道とかもあるんです。そういうところをパッケージにしてプロモーションすることによって、日本の中で伸び率ナンバー 1 が大阪であります。

次お願いします。そういう形の中で税収が伸びてきました。これが先ほどの施策、サービスを拡充するための財源となってきております。大阪府というのは法人 2 税が主たる税源です。大阪府ではこの間、税収は 1.7 倍に伸びておりますよと、この 1.7 倍の税収を使って、橋下さん、僕の時代に私立高校含めて高校無償化、これを実現をさせてます。そして吉村知事が、今回やはり高校のあと大学もやはり高くつくし、非常に負担が大きい、ということで大阪の先ほど申し上げた新大学に入学をする大阪府民に対しては授業料そして入学金無償化をこの 4 月から実施をしております。財源があって初めて様々なサービスの拡充はできるということでもあります。

次お願いします。これが大阪市の法人の市民税であります。大阪市の法人市民税も伸びていってます。ここでちょっと下がってるじゃないかと思われるかもしれませんが。これは国による税制改正が行われまして、従来この以前まで大阪市の法人市民税として入っていたものが、一旦は国に納めなさいよと、国に納めた後また様々な形で、これは全て大阪に帰るといふよりも交付税的なもので、全国に色々と国からそういう税が回っていくという仕組みを変えられたもんですから、ここで一旦下がりましたけれども、確実に右肩上がりの基調になっております。

次お願いします。そういう形の中で、様々なサービスを拡充をする、安全・安心に進めていく、安全・安心な都市だから新しい産業も生まれてくる。多くの方が大阪を訪れてくれて、消費を拡大をしてくれる。消費を拡大することによって企業が商売がうまくなることで、また税収が伸びる。またそういう住みやすい都市を作るということで、良きサイクルの構築をスタートさせてるのが、今の状況であります。

次お願いします。そして特別区のバージョンアップしためざすところでもあります。これは大阪府に大きな仕事は一元化をして、先ほど申し上げたような成長戦略であるとか、それか

ら経済を活性化するためのインフラの整備であるとか、そういうものは、大阪府に一元化をしてスピード感をもって進めていきたいと思いますよと。府市が対立をすることによって、これまで成長のため後ほど吉村知事から話ありますから、必要と言われてきた様々な都市インフラ、進んでまいりませんでした。そういうものを今は同じ方向性を持つ僕と吉村知事ですから、話し合いで進めてますが、考え方が違えばこれが進まないっていうのが 2010 年以前なんです。これがそれまで現実に進まなかった事実です。これをこれからは一元化でスピード感をもって進めていきたいと思いますよということです。そして身近なサービスについては皆さんのより身近なところに、皆さんが選ぶ予算編成をできる特別区長と区議会を作っていきますよというのが特別区であります。こちらに再編することによって、今は 270 万市民で予算編成をするのは、僕 1 人なんです。基礎自治体、住民の皆さんに寄り添うのが 1 人じゃなくて、4 人の特別区長、選挙で選ばれる、そういう人を選ぶことでより皆さんに近づくことができます。皆さんのニーズを伝わりやすいということでもあります。

次お願いします。これが今の大阪市であります。市長と議員、270 万人です。京都府民全体でも 260 万です。京都にはそれぞれの各市町村があります。京都市は大きいですけど、150 万なんです。270 万に 1 人では、なかなか各エリアの特色にあったサービス、これを展開するのは非常に困難であります。大阪市内も様々なエリアにおいて特色は非常に千差万別あります。例えば子育て世帯の多いエリア、高齢者の多いエリア、そして産業として企業が集積しているエリア、住宅地であり企業の集積のないエリア、様々なエリアがあって、それぞれ特色あるんです。それを 1 人ではなくて、皆さんが選ばれた 4 人の区長と議員、これを作ることで皆さんのニーズをより汲み上げやすくなりますよということです。

次お願いします。今回、前回の 5 区案からバージョンアップした点をご説明をいたします。まず淀川区、北区、中央区、天王寺区にそれぞれにぎわいの拠点となるターミナルを配置をいたしました。淀川区は新大阪です。そして北区は梅田、中央区は言うまでもなくこの難波、天王寺区は天王寺・阿倍野エリア。こういう 1 つずつ拠点となるエリアを設置をするように区割りをいたしました。それから大阪市の特色ある住民サービス、これは維持できるというのは先ほど申し上げました。財源が確保できるから維持ができます。それにプラス、スタートダッシュをうまく動かしていくために、10 年間は毎年 20 億円を特別区に追加配分をするということも決定をいたしました。そして各 24 区でのそれぞれの区役所、地域自治区という名称ですけど、これも名称も区役所のまま、今の区役所をそのまま残しますということで、窓口サービスは今のまま維持ができますよということです。それからイニシャルコスト、これがお金がかかると言われている部分ですけど、それは様々な役所、新しく作り変える中でシステムの改修等も必要になりますから、このコストは 240 億はかかります。2015 年の時のコストは 600 億でした。それを使える事務施設は併用で使っていこうよというようなことも考えまして、イニシャルコスト、最初のコスト 240 億という形で、今回の協議書ではコストを抑えることになりました。

次お願いします。各区においての児童相談所が設置ができます。今の大阪市は、児童相談所 1 箇所なんです。これから市内に 2 箇所 3 箇所整備していきます。これも橋下さん吉村さんの時に大阪市の児童の状況、虐待件数も非常に多いんです。通報も多い。そういう状況の

中では、1箇所ではとても子どもの安全守れないよね、ということでこれは施策として、橋下さん吉村さんが3箇所にしようということを決めてくれました。僕が去年市長選の立候補する時の公約として、重大な児童虐待ゼロというのを掲げました。いやこれはもう1箇所必要だよねということで、4箇所体制を整備し、特別区になった折には、各区に子ども達の命を守る児童相談所が設置がされます。

次お願いします。そしてこれが地域の状況に応じた感染症対策です。今は大阪市は、保健所1箇所体制。これは何も大阪市が手を抜いてたというわけではなくて、これは国の方針として日本の公衆衛生の環境が非常に良くなってきたんで、もう保健所の体制をちょっと集約してもいいよという国からの指示もあり、そういう中で1箇所体制にしてみました。ところがやはり1箇所より複数体制があるほうが、市民の皆さんの健康、命を守ることにについてはより評価されるわけですから、これ特別区になれば、保健所は4箇所体制になります。そしてそのもとに今ある保健センターができます。各区に保健所ができ、そしてそのもとに保健センターが連携をして、皆さんの健康を守っていくということでもあります。

次お願いします。これが学校です。大阪市は1つの教育委員会で410校を指導監督助言、運営をいたしております。1つの教育委員会で420校、これは目配せするのも大変です。学校の状況も420校様々な状況の変化、違いがあります。その学校によっては非常に、生活の厳しい、そういう子どもたちの多い学校、外国人のルーツを持つ子どもたちが多い学校、子育て世帯の中でも教育に熱心な人達が集まっているエリア、学校の状況もすごく違います。今は教育委員会1つでこの420校を指導助言、そして運営しているわけです。しかし特別区になれば、教育委員会が4つできます。教育の現場を指導監督助言、運営する組織です。それが4つできて、それぞれのエリアで教育委員会は、淀川区でしたら90校の学校の指導助言、運営をする。1つの教育委員会の420校を見るよりは、よほど教育現場のニーズを把握することができます。より近くなります。

次お願いします。これがよく言われるんです、特別区になれば、今の区役所の体制が、人が少なくなって、災害に対して非常に脆弱になるんじゃないかと言われます。いやそうではありません。今回特別区になることで、先ほど申し上げました、それぞれの区役所は残ります。特別区になることで、例えばこの淀川区、今区役所にいるメンバーは970人なんです。それが特別区に設置されますと区役所にいるメンバーは1,240人に増えます。すべての区で、各区役所にいるメンバーが増えます。ようは人が増えますから、マンパワーは拡充がされます。そこに今は大阪市内で災害を受けた時、災害対策の本部長は僕1人です。市長1人なんです。でも選挙で選ばれた区長4人がいますから、災害対策本部が4つ立ち上がることになります。今よりも自然災害に対しての対応能力は、拡充ができます。

次お願いします。そういうことを言いますと、各区では特色あるサービスなんてできないんだよというふうに反対をされる方もいらっしゃいます。今、特別区制度を導入してるのは、東京都のみであります。東京都の、各区の特色あるサービスをちょっと事例として掲げさせてもらいました。例えば杉並区、区長が選挙で選ばれて、区議会もあるわけです。杉並区では平成31年4月に2年連続で、待機児童ゼロの実現をいたしました。我々も待機児童ゼロに向けて、吉村知事が非常に旗振ってくれて、政令市の中ではトップクラスの待機児童ゼロに

向けて減少させておりますが、ゼロまではいたってはおりません。ここで何が申し上げたいのかと、各区において予算編成ができる、そういう区長、それを審議する議会がそれぞれに設置されますから、各区で十分特色あるサービスは実施ができますよと。特別区は間違いのない独立した自治体ですよということなんです。

次お願いします。住民サービスを維持するためには財源が必要です。このサービスの基本、大阪市の今受けていただいている行政サービスは、適正に特別区と大阪府に引き継ぎます。何度も言いますが、大阪府は僕も知事でした。大阪府は皆さんの敵ではないし、皆さんの選んでるのが大阪府知事なんです。そしてスタート、うまくいくように10年間20億追加配分をいたします。財政収支です。それもある一定の前提条件おきますけども、収支した結果、特別区財政は赤字にはなりません。赤字にはなりませんから、今財源の担保がありますから、今皆さん方が受けていただいているサービスは十分確保できます。

その図が次です。これがゼロから下に行くとは非常に厳しい状況になりますが、この数字が特別区の全体の収支見通しですから、ゼロから下に行くことはありません。今のサービスは、皆さん財源的に担保されておるといことであります。

次お願いします。今申し上げた移行前、移行後、これが住民サービスの様々な手続きはその後も区役所でできます。保険料は今と同じです。特別区内は同じです。利用窓口は区役所は変わりません。通所区域、これについては今後、今は原則特別区域なんですけど、この賛成多数になった後、これは今の市域エリアで通所できるようにルールを定めたいというふうに思っております。そういう形の中で今の皆さんのサービスは維持が、財源の担保がありますから、十分担保しながら二重行政ではなくて広域を一元化して、成長する大阪を作り上げたいという制度がいわゆる大阪都構想であります。

次お願いします。これが各拠点を配置したそれぞれの区割りの図であります。このような区割りですけれども、それぞれのこのエリアの境目に壁ができるわけでも何でもありません。ようは役所の仕組みを役割を分担しましょうと。大阪市役所がやってる役割を広域の部分は大阪府知事に、この一元化をすることで成長をする都市を作っていく。住民に身近なサービス、医療、福祉、教育は皆さんのそばにそれを決定する区長、区議会を作っていきましょう、というのが大阪都構想であります。是非11月1日に皆さん理解を深めていただいて、投票に行っていただけるようによろしく願いをいたします。どうもありがとうございました。

(司会)

続きまして吉村知事よりご説明申し上げます。

(吉村知事)

皆さんおはようございます。府知事の吉村です。既に事務方からの説明と松井市長からの説明がありましたので、僕からは補足的に大阪のこの全体の成長のあり方、この都構想ですね、全体の成長のあり方について少し皆さんにご説明をさせていただきたいと思っております。

まず今、大阪府と大阪市の大きな課題としては、先ほど松井市長からもありました二重行政です。大阪市と大阪府がバラバラにですね、これまで同じような仕事をしてきた。特に大

阪全体の成長について双方ともやってきたわけです。これを制度的に解消しましょうということです。この二重行政というのは今にはじまった話じゃなくて、この10年間で出てきた話じゃなくて、先ほどもあった通り、ずっと府と市の関係として言われてきました。府と市を合わせて「府市合わせ」というふうに揶揄されるようなこともある。それがまさに大阪の歴史だったわけです。それを根本的に解決しましょう。今は松井市長と僕とで、人の関係でなんとかそれを抑えながらやってますが、これを制度的に解消しましょうということなんです。

実は歴史的に見たらこれを既にやってる都市があるんです。これは東京です。東京は今東京都ですが、実はもともと東京市と東京府だったんです。東京市と東京府の二重行政があまりにも酷いので、なかなか行政が進まない。これをなんとかしなきゃいけないと東京でもずっと話し合いが行われた、40年間経って、そして1943年に東京市と東京府がひとつになって東京都になりました。我々は東京の真似するわけではありませんが、問題の構造は一緒です。やはり大阪この市域がどんどん広がって成長する中でどうしても二重行政が出てくる。この中で大阪をもっと成長させるためにはやっぱりこの二重行政はやめましょうよと、人との関係だけだとあまりにも脆弱だし、今までかつて10年以上前はずっとできてこなかったわけですから、これを制度的に解消しましょうよということが大きな目的のひとつです。そして大阪全体の都市経営ができるようにしましょう。今まで大阪全体の都市経営ができなかった状態でずっと来たわけです。ここがやはり大阪の成長を阻害してきた要因だと私は思っています。

次お願いします。まさにですね、大阪市域については大阪市があると、それ以外は大阪府がやる、こういった二重行政のいわゆる縄張り争い、権限争いをずっとやってきた、これを制度的に解決しようということです。この10年間はいわゆるバーチャル都構想として人との関係でやってきました。この人との関係というのは、ものすごい脆弱な関係です。つい先日インターネットのテレビ番組で福岡市長がテレビに出てました。こういうふうに言われました。福岡県知事と福岡市長ってなかなかうまく行ってませんよね。その福岡市長から見て今の大阪市長と大阪府知事の間をどう見ますかという質問があった時に福岡市長はこう答えました。奇跡的な状態だと思います。そうなんです、まさに今奇跡的な状態のこの人間関係になってるわけですが、それは奇跡では駄目で、最後は市民の皆さん府民の皆さんにいろんな利益が帰属するわけですから、これはやっぱり制度的に改めて行きましょうというのが大阪都構想であります。

次お願いします。今バーチャル都構想でやってますが、市と府の力を合わせるとかなりやっぱり大阪はポテンシャルがあります。今まで発揮できてこなかったと思います。例えばG20という世界最高峰の会議があります。今世界中の会議の国際会議で一番最高峰の会議はG20という国際会議です。世界の20カ国以上ですね、首脳、大統領が集まる会議ですが、これを大阪で誘致することができました。大阪で世界の議題が議論されたわけです、2019年。これも大阪市と大阪府が一体になって誘致したからできたというふうに思っています。かつて大阪市が単独でサミットの誘致をしましたがいずれも実現できてません。APEC、昔やりましたがそこまで止まり。でも市と府が力を合わせればこういうこともできます。

次お願いします。2025年の万博誘致、これも決まりました。これも大阪市、大阪府がバラバラにやるんじゃなくて府市一体になって万博誘致しようということで実現することができました。ついちょっと前ですけども、大阪市がオリンピックの誘致をやろうとしました。その時大阪府は知らんぷりです。大阪府と大阪市の二重行政ですから。名目上の協議体とかできてますが、実質は大阪市だけが自分でやる、大阪府は知らんぷり、結果どうなったか。オリンピックが北京誘致が決まって惨敗の状況でした、最下位くらいの状況でした。でも大阪市と大阪府が力を合わせれば、こういった大阪万博、これも誘致することができると。やはりまだまだ大阪にはポテンシャルがある、それを発揮できる行政機構を作っていきましょうよということなんです。

次お願いします。これは交通インフラについてです。成長する都市というのは交通インフラ、これ非常に重要です。例えば東京都はもう東京市と東京府の二重行政なくなりましたから、戦後一貫してどうすれば都市全体が成長するかっていう制度設計をしてきました。だからどういうふうになってるかと言うと、いろんな環状線や環状道路が都心を中心にたくさんできてどんどん成長していってます。かたや大阪はどうかと言うと、大阪市内のこの環状線はありますが、大阪市と大阪府のこの境目にあるような、もうひとつ環状線ってのが必要なんです。この必要性については大阪市も大阪府も認識してました。でもこれ実行するかとなるとなかなか進まない。例えば淀川左岸線の延伸部、ここも全然進んでませんでしたが、なぜ進まなかったと言えば、これは場所はですね、豊崎っていうちょうど新御堂のところですけど、その北区の新御堂のところから入っていて都島の地下に潜って行って門真に抜けていくこの高速道路です。この環状線ですが、大阪市の言い分はこうです、いやこれって大阪市民ほとんど使わないでしょと、これ必要なんですかということ、役所の言い分はね。大阪府はどういうことかと言うと、いや、ほとんど大阪市内の中に走ってるじゃないですか。そういうことで全然必要な道路が進まなかったわけですが、今バーチャル都構想でこれは絶対いる、これやりましょう、というので大阪府市でやるというのを決めました。すると国もやりましょうということになって確実に事業化が進んでいると、この環状道路が完成する、これは大阪全域も含めた成長に当然つながってくるわけです。

それから、なにわ筋線という電車です。これについても必要性については何十年も前から言われてましたが実現してきませんでした。新大阪からうめきたに入っていくってですね、そして中之島、本町入っていくってちょうどこの南海の難波の辺りを通って行って新今宮から関空に抜けていくという、なにわ筋線ですが、関空から難波エリアを通してそのままうめきたまで行って、将来新大阪まで行くという非常に重要な電車ですけども、これは実現できてこなかった。理由は同じような理由です。これ使うのは大阪市民以外の人もたくさん使うでしょう、これ市営地下鉄ではないですからね、使うでしょと。それから大阪府も言い分とすれば、いやほとんど大阪市内の通ってる電車じゃないですか。こういうことで全然必要なインフラも整ってこなかった。これ今バーチャル都構想になって必要だということで決定をしました。2031年には完成します、確実に進んでいってます。こういったことを進めれる組織、これを作っていくましようというのがこの都区制度、都構想なわけです。

次お願いします。それから皆さんの健康についてもそうです、新型コロナウイルスの対策もそうです。コロナウイルスが出た時に僕と松井市長で一番最初に話し合いをしました。これはウイルスというのは大阪市の枠とか枠外とか関係ないので、大阪府を府知事を司令塔にしてこの広域全体で対応していきましょうということを最初に僕と松井市長で決めて、そしてその組織だってこの間やってきました。どういうことが起きるかって言うと、例えばこのコロナも大阪市内、市民の皆さんの方が、このコロナのなんていうのですかね、陽性者の方の割合っていうのは高いんです、どうしても都市部で増えてくる傾向にあります。その時に検査どうするかっていうので、もともとはこの検査場っていうのは、衛生研究所は大阪府と大阪市バラバラに持ってたんですけど、それを一つに統合しました。まだ場所は別々にありますが運営は一つでやっています。先ほど松井市長から産業の研究所の話がありましたが、こちらは衛生の研究所、それも一つにしました。その結果どういうことが起きたかと言うと、大阪市民の皆さんの検査も増えてきた、昔の大阪府の検査場でも検査しようということでは、今まさに一体で運営をしていってるわけです。

それから次お願いします。例えば入院なんかについてもそうです。これは重症の方そしてそうじゃない軽い方いろいろありますから、大阪市とか大阪府外とかで分けるのではなくてその症状の重さに分けて大阪全体で医療崩壊しないように適切に病院を割り振っていきましょうということをフォローアップセンターというのを打ち立ててやりました。これをいち早くやって今も実行しています。どうしてこういうことができるのかという言えば、これは大阪市と大阪府が一体になっていわゆるバーチャル都構想のような形で一番最初に方針を決定したので、それをいち早くすることができました。ちなみにこのモデルについては大阪府が最初に打ち上げて、国もそれいいですねということになって、今全国的に広がってるやり方になっています。こういったこともですね、やはり普段の衛生については保健所でやるにしても、こういう危機事象が発生したときには一致してやっていくということを今やってるわけです。

次お願いします。ただどうしてもこのバーチャル都構想というのは人間関係です、ですの非常に脆弱です。皆さんも普段生活されていると思いますが人間関係っていうのは非常に脆弱です。今はこういった形で進めていますが、それはすぐ昔の府と市の二重行政、「府市合わせ」と言われる状態に戻ると思います。これを制度的に解消しましょう。そしてめざすべきまず形ですけども、大阪市が成長戦略、観光、いろんな広域的なまちづくりもやってますよ、大阪府も同じような事やってます、これを組織として一本化していきましょうということです。

次お願いします。そして万博もそうですし、リニアもそうですし、統合型リゾートのIRもそうですし、いわゆる東の東京都が首都として成長する都市としてありますが、東西二極の一極の副首都大阪をめざしていきましょう、成長する大阪をめざす、そしてそれによって財源が生まれれば今度は医療や教育、福祉あるいは新たな投資、そこに回していくことができるわけです。そのサイクルをめざす、それができる土台を作りましょうということです。

次お願いします。先ほどのリニアもそうですけども、リニアも新大阪に入ってきます。1時間で東京と大阪が電車につながるようになります。それだけじゃありません。北陸新幹線が新大阪に入ってきます。九州新幹線が新大阪に入る、これが増便どんどんされていきます。

例えば新大阪のエリアっていうのは、非常にこれから成長するエリアになってくるわけですが、そういったまちづくりを大阪府市合体した組織でやって強力にやっていきたいと思います。ということ。夢洲なんかもそうです。万博誘致することができましたが、これ府市一体でやってきました。夢洲っていうのは元々ペンペン草が生えてる、ゴミを捨てる場所であったり、砂利を捨てる場所だったわけです。オリンピック誘致に失敗してこれどうするかって、活用方法がいろいろやられてきましたが、我々はこれを万博の予定地にし、統合型リゾート誘致しようとした、ちなみに統合型リゾートっていうのは完全に民設民営のものです。今までこういった空き地とかゴミ捨て場のようになってる場所も、府市合わせて活用すればまだまだ大阪成長するでしょということなんです。

次お願いします。これはうめきたですね、うめきたのまちづくりについても平松さんと橋本さんの時含めて、全然進んでいきませんでした。ずっと空き地みたいになってきました。あそこが、操車場の跡地なんですけど、これを当時は平松さんはサッカー場を作りたい、橋下さんは、そんなおかし、という話で全然話が進んでいきませんでした。今は府市一体のバーチャル都構想でやってますので、うめきたの大きな敷地、あそこはニューヨークのセントラルパークみたいな本物の大きな都市公園をどかんとど真ん中に作ります。もちろん公園だけじゃなくて、いろんなビル、新たな産業が生まれるビルも造ってですね、このまちづくりをして行こうということを今予定しています。それから大阪城の東部地区。ここも元々ゴミの焼却処分の跡地とか、いろいろあったわけですけども、なかなか有効に活用されてこなかった。これも府市一体で進めていこうと。そして先ほど話しのあった新しい公立大学、これは日本で最大規模になります。大阪公立大学の新しいキャンパスをここに持ってきて、まちづくりをしようということ今計画してるわけです。

ここでいろんな、世の中にデマのようなものが出回りますので少し説明をさせてもらいたいと思います。水道料金が上がるんじゃないかというデマがありますが、上がることはありません。どういうことかという、水道も消防もこれら管轄、仕事をする管理としては新しい大阪都に移行させようとしてます。これは東京都もそうなんです。東京都も消防については東京消防庁がやってます、どういうことが起きるかという、ものすごく強力な消防組織を持っていますから、あの東日本大震災の時、原発事故が起こった時にですね、いち早くハイパーレスキュー隊を出してですね、人名救助や災害対応にあたると、そういうのが東京にあるわけですが大阪にはありません。これを大阪消防庁としてやっていこうということです。水道についてもそうです。水道について、先ほどの水道料金の話を言いますと、これは大阪市のままでも放っておけば水道料金っていうのは上がります。水道管が老朽化してます、耐震化しなきゃいけない、だからこれをできるだけ水道料金上げないようにするために、僕も市長時代にいろいろな工夫もしてですね、いろんな制度設計をしていってます。この努力は常にしていかなければなりません。水道料金ってそういった管の改修とかが入った料金になってますので、それは常にしていかなきゃいけないですが、今回は、制度の改正ですから職員も含めて移管しますので、この制度によって水道料金が上がるということは一切ありません、今と一緒に。それだけじゃなくて府域全体の水道どうするかって、やりかたの方のやっぱり検証もしていかなきゃいけないと思っています。今は実は水余りの状態になってるんで

す。水を作ってる場所もかつての大阪府の水づくりの場所と大阪市の水づくりの場所同じような場所にあってですね、水の消費量がどんどん減ってきてますから、今のままでいいのかという問題もあります。そういったことも府域一水道に向けた取り組みを強化していけることとなります。

次お願いします。それから大阪府になんか税金がとられるんじゃないかみたいなこと言う人もいますが、違います。まず先ほど申し上げたとおり大阪全体の成長戦略、仕事をしますから、その仕事に必要な部分は、当然これは財源が必要になりますから、まず役割分担を明確にしたうえでそれに必要な財源を大阪府で管理をして仕事をするということなんです。当たり前前のことです。ですので、お金だけが移転するとかですね、なんか好き勝手使われるとかそういうものではありません。ちなみにそれについては大阪府がやってる会計とは別の特別会計っていうのを作って別の財布を作ります。何に使ってるかわかるようにするために透明化していきます。それは毎年公表していきます。これまで大阪市が広域の仕事としてやってきたことに使うということルールとして定めています。だから吸い上げられるとか、なくなるとか、取られるというのは、不安をあおる話でしかないというふうに思ってます。これからですね、大阪の制度の改革ですけれども、都構想、特別区と言ってもバラ色なのかというところというわけではありません。制度ですから、100点満点の制度っていうのは、100%の制度ってないんです。ただ皆さんやはり考えていただきたいのが、かつての今の大阪ですね、大阪市と大阪府のこの二重行政と同じような仕事をする体制のままの方が大阪は成長するのか、あるいは大阪市と府、広域行政について一つに合わせた方が大阪が成長するのか、どちらの方が可能性が高いと思いますか。可能性が高い方に向けてですね、僕は第一歩を踏み出すべきだというふうに思っています。大阪市、大阪府の広域行政、二重行政はなくして成長する成長戦略を作って実行できる組織をしっかりと今の時代で作って、そしてそれを次の世代にバトンタッチしていく、僕から見ても子ども、孫の世代に成長する大阪の土台をしっかりと作ってバトンタッチしていくことが今僕は必要んじゃないかというふうに思っています。是非ですね、11月1日、最終的に判断、決定されるのは大阪市民の皆さんです。是非いろんな情報を含めてですね、11月1日ご投票していただけたらというふうに思います。本日は誠にありがとうございます。

(司会者)

これより終了時刻の12時30分まで、特別区設置に関しまして皆さまと質疑応答に入りたいと思います。まず、質疑応答に入ります前に3点、ご留意いただきたい事項を申し上げます。

1点めについては、よりたくさんの方のご質問にお答えしたいと思いますので、質問項目は発言機会1回につき1つとし、簡潔にお願いします。複数質問がある場合は再度の発言機会をお願いします。なお、質疑応答内容は後日、議事録をホームページで公開します。

2点めについては、質問をご希望される方は挙手いただき、私から指名させていただきます。マイクを係員からお渡ししますので、お席にてマスクを着用したままご発言ください。マイクはお一人が質問される毎に除菌シートで拭いたうえでお渡しします。

3点めについては、開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。開催趣旨にあわないとこちらが判断した場合は、誠に失礼ではございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もあります。また、司会者の指名を受けていない方の発言、あるいはヤジ等、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑になる行為はご遠慮下さい。ご注意申し上げてもおやめいただけない場合は、退出いただくことがございますので、ご容赦願います。

以上、円滑な運営にご協力の程よろしくお願いたします。

それでは、ご質問のある方は挙手を願います。では、順に当てさせていただきたいと思えます。左側ですね、前列の方、紺色の服を、はい。

(質問者1)

すいません、質問なんですけど、実際にこれ、改革していこうというのはすごい賛成なんですけどね、これ自体、特別区設置案に対する今回の提案というか投票というか、形なんですけど、実際には大阪市解散に伴う住民のメリット減少じゃないかなって、それをちょっと聞きたい所なんですけど。どういことかという、東京都の場合は、東京23区の中に人口が7割入っています。7割入ってるんで、東京都で決めることは他のあきる野市とか、あつこら辺も、ついて来いよ、という形で言えるんですけど、大阪府の場合はご存知のとおり、大阪市というのは人口が3割、880万人のうちの3割が大阪市民なんです。だから僕らが、逆に今、市民税で10万円納めたとすると、今は10万円のリターンが返ってきますけど、それが大阪府になった場合に、それが10人に割り振られるから、10万円払ってるのにリターンは3万円になるじゃないか、というような形になってきます。だからそこらへんがね、デメリットとかメリットとか一切書いてなくて、夢みたいな案ばかり書いてるんで、まるで何かマルチ商法の何か説明会を聞いているみたいな感じがするんですけど。だから、そういうことも踏まえて書かないと、今良いことありますよ、実際に10年間20億出されますよというのわかるんですけど、そこらへんをもうちょっとやるのと、あともう一つがですね、なんで賛成派、反対派が文句言うてるかという、純粋に二重化行政に対する費用ですね、今二重化になっている費用がいくらなのかってのが分からないんですよ。2010年に大阪維新の会さんは4,000億円位からはじめて行って…

(司会者)

申し訳ございません。お1人の方1問でよろしくお願いたします。

(質問者1)

そしたら、一番最初の大阪市解散に伴う市民サービスの減少じゃないか、てことについてお願いたします。

(松井市長)

ご質問ありがとうございます。先ほども申し上げましたけども、サービスに対してはその

サービスを支える財源が必要なんですね。今回のこの大阪府、大阪市、制度を見直すための都区財政制度っていうのは、先ほど吉村知事からも話がありましたけれども、今実際に大阪府で行われている広域行政の分を、決算で一つ一つ細かく具体的に洗い出して、その部分についての分だけを大阪府に移るようにしていますから、その部分について。東京の都区財政制度っていうのは、固定されてるんです。東京都に45%、残りの55%が23区に配分と固定されています。大阪の都区財政制度っていうのは、仕事見合いで財源が移りますから、毎年検証します、決算で、使ったお金で。ですから、今の状況の中で、皆さん市民として広域行政を負担している、それ以外の財源が大阪府に移ることはありません。そういうルール作りをしていますから。ということで、皆さん方が今納められてる市民としての税収の基礎自治の部分、住民サービスの税源が、その部分が、他の大阪府域以外に流れるということはありません。そういうルールで都区財政制度を作りました。東京都は55対45なんです。45が都に移るんです。55が特別区なんです。この45が何に使っているのか見えないというところで、東京の特別区長が東京都に対して、もうちょっと都区財政制度を見直すべきだ、と言われてるんです。この見直すべきだ、を先取りして見直していますから、皆さんの負担が違うところに、皆さんの税が違うところに使われるところは、これは見える化していますから、ありえないということを僕らは言っています。

(司会者)

ありがとうございます。次の方に移らせていただきます。ご質問のある方は挙手をお願いします。今度、後ろの方から当てさせていただきたいと思います。通路を挟んで一番後ろの方ですね、挙手いただいている方、お願いします。

(質問者2)

ありがとうございます。私も先ほどの質問の方と同じように、マルチ商法の説明会に来てるような、ちょっと不安感を感じています。なぜかと言いますと、こちら示されている協定書の説明パンフレットにある数字っていうのは本当に根拠のないもの、例えば500億も今はコロナの関係で税収が見込めない、500億も落ち込んでいるってことなんか全然反映されておられませんし、会計士が見たらビックリするような、この数字の捉え方ではないかなということに不安に思います。もう一つ言えることは、いいことも仰ってるんです。広域行政の部分を一本化することで、ていうことはとってもいいことなんです。大阪市の財源の一部を完全に移譲する形、大阪府を廃止までしてですね、市民サービスを危うい財源のもとに置くことと引き換えにしてですね、広域財源を、広域行政を、大阪府に移譲して良いのかということです。というのは2年ほど前までは大阪府は起債許可団体でしたよね。財政力指数で言いますと、現在も大阪市の方が0.91、大阪府が0.77。これは1に近いほど健全な財政力かどうかという指標がこれ総務省から出ております。それは、実際の必要な債務と収入を照らした財源の使い方なわけです。言ったら大阪市の方が優秀なわけです。大阪市のヘッドとか市の職員が考えておられる行政、いろいろマイナスマリットもあるかと思いますが、大阪市の職員が大阪府に出向して府の職員の下に入り込んでですね…

(司会者)

まことに恐縮ですが、時間も限られておりますので、ご質問の論点を簡潔にお願いいたします。

(質問者 2)

すいません。起債許可団体である大阪府の方ですね、広域行政を任すっていうことのリスキーっていうこと、それからあまりにもこのコロナ禍で不安定な財政収入、税収入が落ち込んで、5年以内に回復する見込みもはっきりないのに、あたかもありませんというふうに言い切る、ちょっとマルチ商法まがいの説明会ではなく、きちっとした説明をしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

(松井市長)

そのような受け止めをされたということであれば、我々の説明もちょっと悪かったのかなと思いますけどね。大阪市、大阪府に広域行政を任せると心配だと。自分たちの生活が本当に命守れるのか、財産守れるのか、ということをご心配いただいている方もいらっしゃると思いますけど、今、皆さんの命と財産を一番先頭で守っているのは大阪府警です。大阪府警の皆さんが、皆さんの命と財産、マルチ商法からも守ってくれているのは大阪府警でありまして、大阪府警ってというのは、大阪府が予算編成をして、大阪府警の様々な人件費から装備資材から、いうことを全部大阪府で議論してやっってるわけです。まちの安全を守るために防犯カメラ設置しようよと、ここはやっぱり警察官の数をもっと増やそうよ、これを議論して予算編成してるのは知事なんです。吉村知事もやってます、僕もやりました。皆さんご存知ないかも知れませんが、人口10万人あたりでいちばん警察官の多いのは大阪市内です。これは、やっぱり繁華街もあるし、人が多いんで、大阪全体の治安守るためには、大阪市内にやはりそういうマンパワーとお金を投入をしているわけです。大阪府に任すのはと、大阪府ってのは皆さんの敵ではありませんから。皆さんを含めて府域全体の安全・安心なまちづくりのために、大阪府として責任をもって行政を運営しております。先ほどの方のご意見でいくと、警察のマンパワーは人口割でいいじゃないかと、大阪市内ってのは大阪府がしっかり頑張るんだから、できるだけ大阪府警はそれ以外のエリアにやったほうが安全じゃないか、そんな議論は大阪府議会であったことはありません、これまでも。これまでもやはり、大阪府域全体を見渡す中で様々な必要な予算措置をしまりました。うめきたもそうなんです。あれも大阪市だけでうめきたをやるよりは、大阪府も参加をした方がより良い拠点づくりになるということで、大阪府はうめきたに対して4.5ヘクタールの緑の部分の半額を大阪府が負担しておりますから。だから、広域行政については、やはり一体化をすることの方が、我々はスピード感をもって物ごとを決めれるし、メリットはあると、こういうふう考えております。

(司会者)

ありがとうございます。恐縮ではございますけれども、マイクをお持ちの方以外のご発言

は控えていただきますように、よろしくお願いいいたします。次の方に移らせていただきます。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。右側の、前の方の、はい、その方をお願いいたします。

(質問者 3)

ただ今ご説明いただきましてですね、本当にもう都構想をやれば泣く子はおらんと、メリットばかりの説明だったような気がします。実はね、これは大きなデメリットがあると私は申し上げたいと思うんです。かつてね、橋下徹知事がですね、知事の時代に大阪市の権限と財源をむしり取ると、こういうふうに公言をいたしました。私はこれがね、都構想の本当の姿だというふうに思います。いろいろ言われましたけれども、結局この一言に尽きるわけですね。だから 2025 年 1 月 1 日以降、新しい特別区が発足した以後ですね、これまでは市民サービスそのまま続けるという公約できますけど、それ以後は新しく選ばれた区長や区議会議員に委ねられるわけでしょう。そこで財源がなければできませんよね。むしり取られたら、あとやっていかれへん、どっか削らないかんと、こういうことになりうるわけですね。財源いろいろ示されましたけれども、コロナの問題でね、非常に先行き不透明です。財源どうなるや分かりません。社会のあり方もね、変わってきます。外国人ようけ来て、観光産業流行ったというけれども、これからどうなるや全く分かりません。世界的に大変なね、コロナの被害、リーマンショック以上のね、大きな経済に打撃を受けていると。ところがこの数字はコロナ以前の数字でしょう。こういうことの状況ですからね、今こんな組織いじりをやるべきではないと、もっとじっくりと時間をかけてね、やるべきだと、こういうことを申し上げておきます。以上です。

(司会者)

ご意見として承ります。ご質問をいただきたいということで思います。次の方に移らせていただきます。ご質問ある方は挙手をお願いいたします。右側のですね、通路挟んで後段の方で手を挙げて頂いた方、再度挙手いただけますでしょうか。黒い服を着られてる方がそのあたりに、その方をお願いいたします。

(質問者 4)

説明書の 11 ページなんですけれども、上の赤いポツの下側ですね、予算の編成や条例を提案する権限と責任は市長にあるため、これまで 24 行政区長の権限を拡大してきたが限界があったと書いてあります。この限界があるというのは、どういうことなんでしょうか。それと、特別区になった場合、これがどのように解決されるのか、ということをお伺いしたい。

(松井市長)

はい。今のご質問でこの 24 行政区長の権限、これは橋下市長時代にですね、各区の独自予算というものは本当になかったんです。橋下市長時代に各区で区長が裁量できる予算を市長が決めたんです、使える予算として。役所の中で予算を決める、予算編成できる権限という

のは、これは民主主義で選ばれた市長、区長、知事でないと予算編成の権限はありません。役人の区長に自由にお金使わせたら、これは皆さん納税者が納得しませんから。だから選挙という制度があるわけです。今、大阪市役所で予算編成できるのは僕一人なんです、市長です。それを審議するのが議会です。これも民意で選ばれてる代表として出てこられてる方です。今の24行政区長っていうのは民意で選ばれた区長ではありません、役人ですから。自分でこれだけ予算が要るということは決められないんです。市長が各区にこのぐらいの予算を、裁量権を渡してあげるよ、ということを決めて、はじめて予算編成ができるということなんです。特別区長は選挙で選ばれますから、その区長の権限で予算編成ができるということがあります。

(副市長)

すみません、ちょっと補足させていただきます。私、副市長の前にですね、2つの区で区長しておったんですけど、今市長の方から予算権限の話がございましたが、例えば地域に独特の課題が発生した時にですね、条例を自由に制定することもできません。直近、私、住吉区で区長しておったんですけども、よく新聞報道もされてますけれども、鳩とかカラスにですね、大量のエサをやることによって非常に住吉区民の方が困っておられた。ところが住吉区単独では、そういった条例制定は出来ないんですね。結果としては松井市長にご相談申し上げまして、迅速なご判断頂いたんですけど、そういった制約がございます。また、各区の方には、区によっては多くの未利用地を抱えているところがございます。基本的には地域住民のニーズを踏まえて速やかにその処分ができればいいんですけども、これもやはり大阪市全体の財産ですので、大阪市全体の観点から判断していかなければいけないということで、24区の区長の権限としては限界がある、そういったところも認識できていると思っております。以上、補足でございます。

(司会者)

ご意見ありがとうございます。ご質問をお願いいたします。次に移らせていただきたいんですけども、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。左側の、通路より前側の、そちらの方ですね、はい、お願いします。

(質問者5)

財政の問題でちょっとお尋ねいたします。現在大阪市は政令指定都市で、毎年国から数百億のお金が下りてきておると、このように聞いております。これが、大阪市がなくなれば、このお金がどこへ下りるんか。たぶん大阪府に下りるんじゃないか、大阪都になるんですかな今度。都に下りたら、都の中には大阪市以外に約40ほどの市も町も、それから、1つ千早赤阪村もありますね。市町村、これが大阪府の中に40ほどあるわけです。現在大阪市に下りてきているそのお金が、その方にも持って行かれるんちゃうかと、大阪市民として、そういう心配をするわけです。その点はいかがでしょう。

(事務局)

制度に関わることですので、事務局から説明させていただきます。ご質問があったのは、おそらく地方交付税のことだろうと思いますので、それに関して説明させていただきます。今大阪市が受けている地方交付税は、これ特別区になりますと合算算定ということで、確かに大阪府で一括で算定されることになります。ただ、特別区に相当する地方交付税相当分というのは、今日配布してる資料の28ページの財政の絵でもありましたけども、財政調整財源という形で、地方交付税相当額の市町村算定分ということで大阪府の特別会計に入って、これを特別区の事業あるいは場合によっては大阪市から引き継いだ事業、ということで財源が配分されることになっておりまして、大阪市域以外の事業に使われるということは、これはございません。以上です。

(司会者)

ご質問ありがとうございます。次の方に移らせていただきます。挙手いただきますようお願いいたします。左側後方のスーツ着られてらっしゃる方で、手を挙げてらっしゃる方。はい、お願いします。

(質問者6)

本日はありがとうございます。非常に理解が深まったと思うんですけど、ただ、吉村知事も仰ってましたように、この都構想、メリットもデメリットもあることなんですけど、それ以外に問題なのは、やっぱりやってみないと分からないという部分が、私自身も非常にございまして、いろいろ勉強したんですけど、地方行政の専門家の大学の先生とかですね、いろいろお話も聞きましたけど、やっぱりそんな専門家ですらね、やってみないと分からないということも仰ってて、そういう状況の中で我々市民、非常に重たい選択を迫られてると思うんですね。ずっと先輩諸氏が非常に苦勞してここまで築き上げられた政令指定都市の大阪を、ある意味潰すということなんです、普通の政策判断でしたら一遍やってみて、ダメだったらやり直せばいいんですけど、これ後戻りきかないというふうに聞いておりましてね、これ非常に重たいなというふうにずっと私も悩んでるんですけども。例えば一遍やってみて、やってみないと分からない部分ありますんでね、やってみて、やっぱり予想通り良かったと、やってみて良かったということであればもういいですし、ただ、いやこれは誤りだったなど、かえって悪くなったと、ということであれば、何らかの施策で元に戻す、というような工夫がもしいただけたら、我々大阪市民ですね、非常にいいお話も多いようなんです、安心して決断を下せるんじゃないかと思うんですけど。なかなか難しいお話かも知れませんが、もしそういう施策が、もしお考えであれば、教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(松井市長)

この大都市制度、いわゆる都構想、これを今回皆さんに11月1日にご判断いただきますけども、まさにこれをやるためには法律が必要でした。そもそも2012年までは、大都市の中の

政令市を、都区制度、この制度を導入をして新たな自治体に編成するっていうのは、法律がなかったわけです。これは我々が、この大阪の二重行政、今までの対立の構図をなくすためには、制度としてこれは見直すべきだ、というふうに考えまして、国に働きかけました。それがこの大都市制度立地法、いわゆる都構想法案なんです。これを当時の 2012 年に議員立法で自民党、当時の民主党、公明党、賛成多数でこの法律が成立をしたから、今大阪市を大阪府と一体で作り変える、このいわゆる都構想というのは住民投票まで来れたわけです。法律でそういう規定がありましたから。今仰っている一度やってみてこれをもとの政令市に戻せるかっていうことですが、現在この法律はありません。だから、今の時点では法律がないわけですから、やればこの制度の中でやはり大阪を運営していくしかないわけです。ただ、それが全国どこ見渡しても非常に悪いと、どうしようもないじゃないかと。法律作るのは政治家ですから、立法院、国会議員ですから、ガタガタの状況で、僕たちはそう思ってませんよ、これは二度と二重行政にならないための制度改革と、そう思ってますけど、どうしてもこれがもうガタガタでダメな制度であれば、その時に選挙で選ばれる政治家が判断をすればできる話だと思ってます。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。

(吉村知事)

ちょっと補足なんですけど、不安に思われる方もいらっしゃるかと思いますが、ただこの都区制度っていうのはね、存在しない制度というわけではありません。全く何もない所から作ってるわけではなくて、もうすでに運営しているところがあります。我々、僕も大阪市民ですけど大阪市民、大阪府民からしたら、はじめてかもしれません、東京においてはもうすでに都区制度っていうのをきちんと制度作りをして運用してます。もともと東京市から東京府を足して東京都になりましたが、今はこの東京において東京 23 区が大政令市、東京市になりたいなんて声は一言も上がってきてないです。東京の都区制度をさらにバージョンアップしたのが今回我々制度設計しましたが、全く何もない制度に挑戦しようとしてるものでもない。今の大阪市のかつての府市のあの二重行政の状態に戻す、このリスクっていうのは、皆さんはそのまま受け入れるんですか、ということです。僕はそれは受け入れるべきじゃない、というふうに思ってます。

(司会者)

ありがとうございます。定刻になりましたが、先ほど多くの方が手を挙げていただいておりますので、少し時間を延長したいと思います。次の方に移らせていただきます。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。右側の一番前の方、はい、お願いいたします。

(質問者 7)

ここ数年で大阪は世界住みやすいランキングで上位に上がるとか劇的に肌感覚で変わって

きてるな、ていうのを感じているんですけど、この特別区制度、賛成なんですけども、あえてデメリットがあるとすれば、吉村さん、松井さん教えていただきたいんですけど、お願いします。

(松井市長)

あえてデメリット、という今ご質問でした。これはお金はかかります、イニシャルコストとして。前は600億、今回は抑えましたが240億かかります。これが、僕は投資だと思ってるんです、ビル、箱物作るお金じゃありませんから。各行政区でそういう執務の環境を整えたり、システムをやっぱり各行政区に入れ替えたりしていく、そういうお金ですから、僕は投資だと思ってるんですけども、お金はかかるというふうに、これはコストという意味ではデメリットと言われる方もいるかもしれません。

(吉村知事)

僕もこれから新しい制度に移行するわけなので、250億円のコストがかかると、それからシステムを変えて行くことになるので、それもきっちり間違いのないようにやっていかなきゃいけないと、そういうことは乗り越えて行かなきゃならない。今のままやとそれやらないでもいいわけですから、そこはデメリットと評価する人はデメリットになるかも知れません。ただ僕が思うのは、デメリットっていうのは、何と比較するのかが重要だと思ってまして、今の府市、このずっとやってきた二重行政の大阪の方向性すら決めれない、この制度のデメリットはないんですかと。ここに大きなデメリットがあるから新しい制度に行こうとしてるわけで、新しい都区制度のデメリットの重箱の隅をつついて、だからやめようよって言って、それ以外のバラ色の制度があればいいんですけど、もとの制度に戻るだけですから、どっちかを比較したで、僕はメリット、デメリットの方をやるべきだと思ってて、昔の府市の二重行政のデメリットの方が僕は圧倒的に多いんじゃないかなと思ってます。新しい制度を作れば、そこにいくシステムの改修とか、いろいろ乗り越えなきゃいけないし、そのトラブルが起きないようにできるだけ、これは実務的にやっていかなきゃいけないけれども、その制度を作り上げた時には、僕は20年、30年、50年で見たときに、デメリットというデメリットは僕はないんじゃないかな、というふうに思っています。バラ色とは言わないですよ。でもそういう大きな意味でのデメリットはないんじゃないかと思えます。250億円のコストはかかりますが、ただ大阪市の予算は3兆5,000億円、大阪府の予算は5兆円。約8兆円から9兆円の大規模組織の、ある意味方向性を、組織改編をしていこうということなんで、それと比べたら十分にデメリットというかコストに見合う大改革じゃないかなというふうに思います。さっきのあのビル、あれ一本建てるだけで1,200億円ですからね。そう考えたらそういう無駄なことをしない、できるだけそういうことにならない体制を作っていくという意味では、僕はそんな大きなデメリットはないんじゃないかなとは思ってます。ただこれは反対派の方いろんなビラ配ったり色々おっしゃってますけども、よく出るのはコストとか、そういうところが出てくるころかな、と思ってます。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。次の方に移らせていただきます。質問のある方は挙手をお願いいたします。こちら側の後側で手を挙げてらっしゃる、ピンク色かな、服を着られてる方、はい、お願いします。

(質問者8)

すいません。こちらに来るまで本当にどちらがいいかすごく迷っていてお話を伺っていたんですけど、その中で何点か疑問に思ったことがあったんですけど、一つだけということなのでご質問させていただきます。24区長がいなくなって4人の特別区の区長になるということですけども、今まで24人の区長の方が一生懸命、区をまとめられてた、お仕事をされてたと思うんですけど、それがなくなってしまうんじゃないかという不安があります。24区長が4人になるってことはサービスが6分の1に計算上減るんじゃないかという、きめ細かい市民サービスができなくなるんじゃないかな、と思っております。この点はいかがでしょう。

(松井市長)

今の24区長っていうのは役所の役人であります。ようは選挙で選ばれている区長ではありません。今は行政区という24区なんで、区長というそういう名称で皆さんから呼んでいただいておりますが、各事務所の所長なんです、24事務所の。行政で選ばれている人ですから。これ橋下さんの時に公募というのでも採用いたしましたけれど、これはあくまで市長が人事権で選んでいる人なんです、だから職員なんです。その人たちは、今区長と呼ばれてますけど皆さんから選ばれているわけではありません。特別区長は選挙で選ばれるんで、全く仕事が違います、権限も違います。今の24区長っていうのは、24の区役所はそのまま残りますから、呼び方を区長と呼ぶのか所長と呼ぶのかは別として、今やられている区長の仕事というのはそのまま区役所で継続してやっていただくことになります。選挙で選ばれている区長ではありませんから、今の事務所のトップという、そういう位置づけの仕事であります。

(吉村知事)

その事務所の所長はこれからもいるということです。だから今見られてる、皆さんが見られてる区長って呼んでる方、それは所長と呼ぶか区長と呼ぶかってのいうのはあるとしても、その区役所もあるし、そこに所長として仕事をまとめる人もいる、ということです。考え方としては4人の区長って言ったら、松井市長が4人になる、と思ってもらったほうがいいと思います。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。ご質問についてはまだまだたくさんあるかと思えますけれども、あと一人で最後にさせていただきたいと思えます。ご質問のおありになる方、挙手をお願いいたします。一番前の方で手を挙げて頂いている、はい、そのTシャツの方、お

願います。

(質問者 9)

すいません、端的にお伺いします。住民投票で可決と言うかね、決まりましたら、これ失敗したときに誰がどう責任を取っていただけるのでしょうか。それだけ教えて下さい。

(松井市長)

これ責任を誰がとると言われれば、市長である僕なんですけど、責任の取り方っていうのは、職を辞するぐらいしかないんですよ。先ほど吉村知事も言ってましたけども、これまで二重行政で大失敗した責任は誰も取っておりません。これまでの政治家は、知事も市長も。今回、これは我々が提案しているんですから、僕に責任があるんでしょう。でも責任の取り方っていうと、辞めるぐらいしかないのかなと思いますね。

(吉村知事)

行政の運営なので、可決された時は失敗ないように運営して行くわけです。問題点ができたら、その都度その都度それはフォローして行って、制度を作って行くわけですから、失敗ないように運営して行くと、それに尽きると思います。これは大失敗だっていう終了みたいなことには、これはならないですよ。

(司会者)

ご質問ありがとうございました。ご質問についてはまだまだたくさんあるかと思いますが、予定の時刻を過ぎておりますので、特別区設置協定書に関する説明会を終了させていただきます。皆さまの退場にあたりましては、密にならないよう、出口付近での混雑を避けるため、順次退出をご案内いたしますので、しばらくそのままお待ち願います。知事、市長など登壇者はこの場で退席させていただきます。